

平成30年度第2回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 平成 30 年 11 月 16 日(金)午前 10 時 00 分～午前 11 時 55 分

2 場所 名古屋市役所本庁舎 5 階 正庁

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 21 名

出席委員数 18 名(うち 2 名途中退席)

出席者氏名

(会長) 福 島 茂

(委員) 内 田 吉 彦 岡 本 大 忍

小 野 全 子 小 松 理佐子

田 宮 正 道 原 田 守 博

秀 島 栄 三 宮 崎 幸 恵

森 徹

木 下 優 沢 田 晃 一

吉 田 茂 大 村 光 子

橋 本 ひろき 藤 井 ひろき

二 村 文 昭

石 川 智 之 (代理 中嶋 正浩)

(事務局幹事) 光 安 達 也 菊 池 文 泰

中 藺 昭 彦 横 地 玉 和

鈴 木 裕 行 藤 井 由 佳

山 本 寛 伊 藤 厚 樹

(書記) 日 比 悟 史

4 傍聴者の人数 3 名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第 11 号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について
(諮問) [公開]

第 12 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について (付議) [公開]

(2) その他

ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方について (報告) [公開]

6 議事の概要

午前 10 時 00 分開始

幹事(都市計画) おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成 30 年度第 2 回名古屋市都市計画審議会を開催いたします。

私は、名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、住宅都市局都市計画部都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願いします。

開会にあたりまして、事務局を代表して、住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

幹事(局長) (挨拶)

幹事(都市計画) 次に、臨時委員をご紹介します。

本日は、名古屋市農業団体連絡協議会会長の二村文昭様と、愛知県警察本部交通部長の石川智之委員の代理で交通規制課長の中嶋 正浩様にご出席いただいております。よろしくお願いします。

続きまして、会議の公開について確認いたします。

本日の会議は、内容に非公開情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づき、公開とさせていただきます。

なお、傍聴者の定員については、10 名とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、名古屋市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。

議長 皆さまおはようございます。それでは、議長を務めさせていただきます。

(会長) 本日は、マスコミの関係者の方から、写真撮影の希望がございます。これを認めるということで、皆様よろしゅうございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 それでは、撮影を認めることとします。

報道関係者 (撮影)

議長 議事に入ります前に、本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書記 定足数について、ご報告申し上げます。

本日の定数は、臨時委員を含めまして 21 名でございます。

このうち、ただいまご出席いただいております委員は、18 名で半数以上となっております。

したがって、本審議会は定足数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

議長 お聞きいただきましたように、本日の会議は成立しております。

次に、本日の議事録署名者を定めたいと思います。

議事録署名者は、毎回、委員名簿の順番で学識経験者と市会議員の方々から1名ずつお願いしております。

そこで、学識経験者の方につきましては小野委員に、市会議員の方につきましては沢田委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

両 委 員 (了解)

議 長 ありがとうございます。

それでは議事についてですが、本日は、(1) 都市計画議案として第11号議案及び第12号議案の2議案を、(2) その他として報告を1件予定しております。

これらの議事の進め方につきまして、事前に事務局から提案があると聞いております。事務局、説明をお願いします。

幹事(都市計画) それでは、本日の議事進行について、ご提案申し上げます。

先ほど福島会長からご紹介のあったとおり、本日の議事としましては、「第11号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」及び「第12号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」の2議案と、その他「ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方について」の中間報告を予定しております。

これら3件のうち、まずは、「第12号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」説明を行い、ご審議いただきたいと存じます。

「第11号議案」と「その他ア」は関連する内容と考えてございますので、続けてご審議いただきたいと思います。

まず、「第11号議案」名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これは愛知県決定の名古屋都市計画区域マスタープランでございますが、この変更についてご説明申し上げたのちに、諮問案件でございますので、ご意見をいただきたいと存じます。

最後に、本市の次期都市計画マスタープランにつきまして、「その他ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方について」の中間報告をさせていただきたいと存じます。

以上、本日の議事進行について、ご提案させていただきました。いかがでしょうか。

議 長 ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 一 同 (異議なし)

議 長 では、事務局の提案にしたがいまして、議事を進めます。
それでは、議事に入ります。

議 長 まず初めに、第12号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

住宅都市局防災都市施策担当主幹の藤井と申します。

それでは、第12号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明いたします。

本件に関する資料といたしましては、資料番号12-1の「変更計画書」、12-2の「総括図」が1枚、12-3の各区別の「計画図」が9枚、12-4の「説明資料」となっております。以上、ご確認をお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料番号12-1の「変更計画書」をご覧ください。スクリーンにも同じものをお示ししております。

都市計画で定める事項といたしましては、生産緑地地区の「面積」、「位置」、及び「区域」で、都市における農地などについて適正な保全を図るため、一部、区域を変更するものでございます。

今年度、名古屋市全体で面積252.1haに変更するものです。

次に、お手元にある資料番号12-2と12-3の「総括図」及び「計画図」については、後ほど説明させていただきますので、資料番号12-4の「説明資料」をご覧ください。こちらの資料を中心に、生産緑地地区制度の概要と今回の変更内容についてご説明させていただきたいと存じます。

まず、(1)目的と位置付けでございます。生産緑地地区は、「市街化区域内において緑地機能などの優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る」ことを目的として、市街化区域内の保全すべき農地を都市計画において定めるものでございます。

ここで本市における生産緑地制度を取り巻く変遷を簡単にご説明いたしますと、平成3年までさかのぼることになりますが、当時の社会情勢として、大都市地域における地価高騰に伴い、住宅・宅地供給の観点から、市街化区域内農地の積極的な活用が要請されている状況でした。

一方で、残り少ない市街化区域内農地を保全することも、良好な都市環境の確保を図る上で必要な視点であったことから、市街化区域内農地については、「宅地化するもの」と「保全すべきもの」とに区分されることとなりました。

こうした中で、「保全すべき農地」については、計画的かつ永続的な保全が図られるよう、平成3年に生産緑地法の改正が行われ、平成4年時より、一団500㎡の規模以上で、原則30年間営農することを条件に、都市計画で指定したことが生産緑地地区の当初指定となっております。

その後、平成の前半頃までにかけては、県の指導などにより新たな一団の指定は原則行えず、平成の後半に入るに従って、徐々に地方分権化の流れが加速する中で、都市計画の運用についても各自治体の実情に応じて柔軟に行うべきと方針が変化し、市の判断で生産緑地地区の指定基準を設定することが可能となりました。このことにより、本市においては、都市計画マスタープランに位置づけられた「駅そば生活圏」以外の地域において、自然環境の保全に配慮するという方針に基づき、平成26年度より、新たな一団となる生産緑地の指定を「駅そば生活圏」以外の地域において可能とする、指定基準の改正を行ったところでございます。

その後、国の動きとして、防災の観点や良好な景観の形成など、都市農地が有す

る多様な機能に着目し、良好な都市環境の形成に資するよう、平成 27 年に「都市農業振興基本法」が施行されるとともに、平成 28 年には、同法に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けが大きく転換がされました。

これに伴う形で、平成 29 年 6 月には、生産緑地法の一部が改正され、生産緑地地区の面積要件について、条例により引き下げが可能とされました。

このことをうけ、本市においては同年 9 月に「緑のまちづくり条例」を改正し、これまで一団 500 m²以上とする規模要件について、300 m²まで引き下げを行うこととしました。

加えて、「駅そば生活圏」内において指定する際には、災害時に住民の一時避難場所などとして利用できる「防災協力農地」の登録を条件に新たな一団の指定を可能とする、指定基準の改正を昨年度に実施し、この基準に基づき今年度分の指定を行ったところです。

なお、今年 9 月に「都市農地貸借円滑化法」が施行され、土地所有者以外の方に貸した場合にも相続税の納税猶予などの税制優遇措置が継続されるなど、生産緑地を貸しやすくなる制度が国のほうで創設されたところでございます。

次に、(2) 主な指定要件についてでございます。

指定要件の前提として、都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることや農林漁業の継続が可能な条件を備えていることとしております。

また、面積要件につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、今年度の指定から一団の規模を 300 m²以上とすることとしています。

加えて、災害時に住民の一時避難場所などとして利用できる「防災協力農地」の登録を条件に、今年度の指定から「駅そば生活圏」内においても対象区域としております。

続きまして、説明資料の 2 ページをご覧ください。

(3) 主な行為制限及び関連税制でございます。

生産緑地地区に指定されますと、建築物の建築などの行為について許可が必要となります。

一方で、税制面については、固定資産税および都市計画税が農地課税となることや、相続税および贈与税の納税猶予などの特例がございます。

次に、(4) 主な除外要件でございます。

土地所有者は、指定後 30 年が経過するか、主たる従事者の死亡などの場合に、市に対して買取申出を行うことが可能となります。

買取申出において、市が買取らない旨の通知を行い、営農希望者へのあっせんも不調となり、行為制限が解除された農地が除外の対象となります。また、公共施設等の敷地の用に供された農地等も除外の対象となります。

なお、2022 年以降に指定後 30 年が経過する生産緑地については、所有者の意向に基づき、10 年毎に指定期限の延長ができる「特定生産緑地制度」が創設されております。

以上が生産緑地地区制度の概要でございます。

続きまして、説明資料3ページをご覧くださいと存じます。

今回の生産緑地地区の変更内容についてまとめたものでございます。

まず、(1)都市計画変更の概要でございます。

表中の「団地数」とは、愛知県の運用の手引きに基づく言葉であり、いわゆる箇所数のことでございます。

本市では現在、表の上段「変更前」の欄のとおり、面積で約257.11haの生産緑地地区を指定しております。

今回の変更につきまして、新たな指定となっているものは、既にある生産緑地地区と一団になる農地や、防災協力農地に登録された農地による新たな団地などについて追加を行ったものであり、約1.25haを指定するものです。

このうち、500㎡から300㎡に面積要件の緩和を行った効果として、今回指定する約1.25haのうち、その7割にあたる約0.9haを指定することとなります。

また、「駅そば生活圏内」を新たな対象区域とした効果として、今回指定する約1.25haのうち、その3割にあたる0.4haを指定することとなります。

一方で、除外につきましては、主たる従事者の死亡などにより、買取り申出がなされ行為制限が解除となったものや、公共施設の設置などに伴うものであり、約6.31haを除外するものでございます。

結果、全体として約5.06haの減少となり、変更後の面積は約252.05haとなります。

(2)には、行政区別の内訳をまとめてございます。左側が「変更前」、右側が「変更後」の数値でございます。

先程申し上げたとおり、総面積としては減少であるものの、中村区や名東区では面積の増加がみられます。

なお、今回は、千種区、瑞穂区、南区の変更はございません。

また、東区、中区、昭和区、熱田区の各区には生産緑地地区の指定がございません。

それでは次に、今回の変更箇所について、具体的な位置と区域を図上でお示しさせていただきますと存じます。

お手元の資料番号12-2の「総括図」をご覧ください。スクリーンにも同じものをお示ししております。

「総括図」は市域全域をお示したものです。細かい図で恐縮ですが、次の「計画図」で詳しくご覧いただきたく存じます。

資料番号12-3の「計画図」をご覧ください。

今回、変更がある9つの行政区について、区ごとに詳しい位置と区域をお示したものでございます。

スクリーンには、例として中川区をお示ししております。

お手元の資料では、図面番号4となっているものでございます。あわせてご覧いただければと存じます。

先程の「総括図」と同様に、緑色に着色した部分が既存の生産緑地地区の区域、赤色に着色した部分が新たに指定する区域、黄色に着色した部分が除外する区域でございます。

他の区の図面につきましても、同様に表示しておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上が第 12 号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

なお、都市計画法に基づき、案の縦覧を平成 30 年 8 月 17 日から 8 月 31 日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きについてでございますが、本件は名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決いただきましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更を行うこととなります。

それではご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。どなたからでも結構です。何かございませんでしょうか。

委員 いくつかお尋ねします。先ほど説明の中で 6.31 ha 生産緑地が減った理由が、主たる従事者の方が亡くなられたというご説明がありました。生産緑地の後継者の方がおられない、都市農業において高齢化の問題もあるのかなと考えているのですが、制度が始まった当初である 1992 年から生産緑地に指定されているものは、名古屋市全体の中でどれほどの割合を占めているのかについてまずお尋ねいたします。

幹事(防災・都市施策) 当初から指定をし、2022 年に 30 年経つものに関しては約 8 割となっております。

委員 今、約 8 割ということでございます。全国的にも当初から指定されているのが全体の生産緑地の中で 8 割だとは聞いていたのですが、名古屋市でもそうだと。生産緑地では税制面が優遇される代わりに 30 年間の営農義務が課せられていますが、本市での指定後 30 年を経過するのが 4 年後の 12 月ですよ。指定後 30 年経てばどうなるのかについて、お尋ねいたします。

幹事(防災・都市施策) 30 年経過した生産緑地につきましては、いつでも買取申出が可能となっております。また、指定後 30 年経過した生産緑地につきましては、先ほども少しご説明させていただきましたが、引き続き 10 年間の営農義務が課せられる特定生産緑地地区に指定することで相続税の納税猶予等の税制優遇を受けることができるようになっております。

委員 この特定生産緑地についてですが、今も当局も色々説明会などを開いていると思うのですが、4 年後ですよ。具体的にどういった対策を行っているのかについてお尋ねします。

幹事(防災・都市施策) 現在、農家さんを対象に特定生産緑地地区制度の説明会を開催しているところでありまして、その周知を行っております。今後郵送などで周知をさらに広げていきたいと思っております。特定生産緑地地区の指定の際にも所有者さんからの申し出が必要になりますので、制度を丁寧に説明し、周知して、できるだけ多くの方の生産緑地を引き続き特定生産緑地に指定できるように努めてまいりたいと思

っております。

委員 今、説明会を行ったり、あるいは生産緑地の所有者の方に郵送を行うという話でございました。説明会いろいろしているというのは、私も資料で確認させていただきましたが、4年先かなと思いきや、特定生産緑地指定の申込は来年度後半から予定されていると聞いておりますので、ぜひスピーディーに取り組んでいただきたいというのが1点。あともう1点、貴重な緑であると考えます。都心部において、生産緑地は緑被率にも含まれておりますので、緑政土木局など他局とも連携して、この貴重な緑である生産緑地をしっかりと残せるようにしていただきたいと意見申し上げて、質問終わります。

委員 議案の内容についてはまったく異議はございませんけれども、今後の生産緑地地区の、都市計画としてのあり方についてひとことだけ意見を述べたいと思います。先ほどパワーポイントで、この間の一連の制度改正のご説明があったわけですが、2022年問題への対応という面がかなり大きいにせよ、大きな流れとしては、建前はともかくとして本音ベースでいうとやはり当初は市街化区域の農地への宅地並み課税の緩和というか、農地所有者の方の救済のような面が強かったと思うのです。その後、ここへ来て、現に都市内の農地がどんどん減っている、一方で宅地化圧力も割と減退している。そういう中で、市街化区域内農地を都市内の貴重な緑地として積極的にというか持続的に保全していこうという大きな流れへの転換があると理解しておりますが、そうすると、指定要件、指定のあり方というのも、これまでは基本的に農家の方の意向が、すべてとは言いませんけれども優先されたわけですが、これからは、当然土地所有者の意向は無視してはいけない話ですけれども、都市計画サイドとしても、農地の規模とか位置とか、周辺状況とかそういったものを勘案して評価するなど、プライオリティをつけて、むしろ当局から指定働きかけていくということがあっていいのかなと思いますし、もっと言うと、たとえば農地の保全の重点エリアを設定するとか、あるいは、今後大きく問題になってくる空地問題。生産農地と一緒にしてはいけないかもしれませんが、都市計画的には、都市内の民間所有のオープンスペースということでは共通するものがあると思いますので、そういったものをどうやって保全し、管理していくのかという観点でいろんな制度設計が今後あってもいいのかなと思います。都市計画の範囲を少し超えてしまうのかもしれませんが、市役所一体となってそういう問題にも取り組んでいただきたいということで、要は、これまでは都市計画としては生産緑地というのはかなり受け身の姿勢だったと思うのですけれども、これからは少し主体的にというか能動的に生産緑地のあり方について検討していただきたいということを意見として申し上げたいと思います。

議長 両委員、方向性は同じようなご意見だと思います。事務局のほうで何かコメント等ございますか。

幹事(防災・都市施策) 生産緑地制度というのは、第一に農家さんの意向を踏まえることになっているというのがありまして、説明などしてなるべく農地として残していきたいのですけ

れども、生産緑地としての都市内農地の保全については限界もあるかなと感じているところでございます。都市計画としてですと、先ほど委員もおっしゃっていたとおり、空地ですとか、オープンスペースというものも大事なものでございまして、その位置づけや活用についても検討が必要だと考えているところでございます。

議 長 いずれにしても貴重なご意見でございますので、今後の都市計画行政で検討して、また反映していただければと思います。

何かその他に、ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご発言も他にないようでございますので、第12号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」お諮りしたいと思います。皆様のご意見を聞いておりますと、特に異議等はなかったかと思えます。

第12号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ありがとうございます。それでは、原案どおり可決します。

それでは、引き続きまして第11号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事(都市計画) それでは、案件1、第11号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」ご説明いたします。

本件に関する資料といたしましては、資料番号11-1の諮問文と、11-2としまして愛知県からの意見照会文、それから変更案でございます。

現在、愛知県が都市計画の手続きを進めています「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」、区域マスの変更につきまして、資料11-2のとおり、愛知県から意見照会を受けております。変更案の作成にあたっては、事前に本市や関係市町と県で内容の調整を行っており、集約型都市構造への転換など、本市のまちづくりの方針とも整合が取れていると考えております。従いまして、今回の意見照会については、異存ない旨を回答したいと考えております。このことにつきまして都市計画審議会としての皆様のご意見を伺うものでございます。

なお、後ほどご報告させていただく「名古屋市都市計画マスタープラン」は、広域計画である、この「整備、開発及び保全の方針」に即して定めることとされております。

それでは、座って説明をさせていただきます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が策定するものであり、都市計画区域全体を対象として、一つの市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

名古屋市につきましては、愛知県内に6つある都市計画区域のうちの、名古屋都市計画区域に含まれております。

名古屋都市計画区域の範囲といたしましては、名古屋市を含む 12 市 4 町 1 村で構成されております。名古屋都市計画区域の面積は約 81,000ha で愛知県全体の約 2 割を占め、人口は約 326 万人で、愛知県全体の約 4 割を占めております。

現行の方針は平成 23 年 9 月に策定されたものでございますが、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するため、今回変更するものでございます。

現行の方針からの主な変更点としましては、日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換、今後のリニア中央新幹線の開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした都市構造の構築、浸水、土砂災害から地域住民の生命と財産を守る防災・減災に向けた取り組みの充実、などの内容が拡充されております。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は 5 章からなり、第 1 章では基本的事項、第 2 章では都市計画の基本的方針、第 3 章では都市計画の目標、第 4 章では区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針、第 5 章では主要な都市計画の決定等の方針について、それぞれ記述されております。

なお、本日は時間の関係もあり、かいつまんで説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

はじめに、第 1 章、基本的事項についてご説明いたします。目標年次につきましては、基準年次を平成 30 年とし、概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めております。また、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、概ね 10 年後の平成 42 年を目標年次として定めることとしております。

第 2 章は「都市計画の基本的方針」です。この基本方針は、愛知県全体の都市計画の理念と基本方向として定めているものでございます。

都市づくりの理念としては、「時代の波を乗りこなし、元氣と暮らしやすさを育みつづける未来へ」とし、都市づくりの基本方向として、「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」、「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進」、「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進」、「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」、「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」の 5 つを掲げております。

次に、第 3 章、名古屋都市計画区域における都市計画の目標でございます。

本市を含む名古屋都市計画区域の基本理念としては、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」といたしております。

次に、「都市づくりの目標」では、先ほどご説明しました 5 つの基本方向ごとに目標を掲げております。

「①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標」については、主要な鉄道駅周辺の中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住の誘導を目指すこと、などを目標としております。

「②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標」については、リニア開業により一層高まる広域的な集客ポテンシャルを活かした名

古屋都心部への多様な高次都市機能の集積を目指すこと、などを目標としております。

「③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標」については、既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、名古屋港臨海部などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成を目指すこと、などを目標としております。

「④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標」については、洪水・内水による浸水や土砂災害などの災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指すこと、などを目標としております。

「⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標」については、市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進すること、などを目標としております。

続いて、将来都市構造図です。

様々な高次の都市機能が集積し、様々な交流を生む名古屋都心部を広域拠点として位置付けるとともに、多くのヒトが集まるリニア中央新幹線・東海道新幹線名古屋駅周辺を広域交流拠点、名古屋港周辺を広域交流・物流拠点として位置付けております。

続きまして、第4章、「区域区分の有無及び方針」に関することをご紹介します。

本市を含む名古屋都市計画区域については、都市計画法の規定により区域区分、すなわち市街化区域と市街化調整区域の線引きを定めることとなっております。区域区分の基本方針といたしまして、「都市的土地利用と自然的土地利用の役割やその調和に配慮しつつ、市街地として整備すべき区域は市街化の促進を行い、防災面や自然環境、農林漁業との調和の観点から保全すべきところなどは市街化の抑制を行い、土地利用の適正な規制・誘導を図ること」などが示されています。

次に「区域区分の方針」ですが、将来人口に関しては、本区域と尾張・知多都市計画区域で構成する尾張広域都市計画圏を設定しまして、平成42年の都市計画区域内人口を約502万人、市街化区域内人口を約436万人と想定しています。産業に関しては、平成42年の県内総生産額を約44兆円と想定しています。

人口につきましては平成32年頃にピークに達すると見込まれますが、社会増・世帯分離などにより世帯数は増加する見込みであり、新たな住宅系市街地が必要となってきます。また、産業につきましては、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな産業系市街地が必要となってきます。

今後の市街化区域の編入は、住居系市街地については、この想定した人口の範囲内で、産業系市街地については、想定した産業規模の範囲内で行うこととしていきます。

名古屋都市計画区域では、区域マスの変更とあわせて実施予定の区域区分の見直しにより、約50.1haが市街化調整区域から市街化区域へ変更され、約1.5haが市街化区域から市街化調整区域へ変更される予定となっております。なお、本市に

においては区域区分の変更は予定されておられません。

次に第5章「主要な都市計画の決定等の方針」です。

はじめに、土地利用についてご説明いたします。

土地利用については、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、都市計画における新たな課題や様々な社会経済情勢などの変化に対応すべく、暮らしやすく環境に配慮し、地域のポテンシャルを活かし、安全安心な生活を支える、土地利用を進めることといたしております。

具体的には、中心市街地や地域コミュニティの中心などに、生活に必要な商業・業務・医療・福祉などの都市機能の誘導や、名古屋駅から栄を中心とする都心部に集積した高次都市機能や歴史文化資源などを最大限活かした土地利用の促進、土砂災害警戒区域など災害危険度の高い地区においては原則として新たな都市的な土地の抑制を図ることなどを進めるものといたしております。

都市施設のうち、交通施設については、東名・新東名高速道路など広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、質の高い交通環境の形成・充実を図ることや、公共交通の利用を促進、公共交通結節点の機能強化・充実を図ることなどを方針としております。

都市施設のうち、下水道及び河川等については、下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化や合流式下水道の改善を促進することや、浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化を図ることなどを方針としております。

また、その他の都市施設として、市場、と畜場、火葬場、廃棄物処理施設などの供給処理施設については、周辺土地利用や交通施設などの都市計画との整合を図りながら適切な配置を促進することなどを方針としております。

市街地開発事業のうち、土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進すること、市街地再開発事業については、中心市街地や鉄道駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進することなどを方針としております。

自然環境の整備又は保全については、都市公園をはじめ、樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進することなどを方針としております。

簡単ではございますが、以上が名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容でございます。名古屋市といたしましては、愛知県からの意見照会に対して、異存ない旨を回答したいと思っております。

今後の予定ですが、本日、答申をいただきましたら、愛知県に回答を行い、来年に開催される愛知県都市計画審議会の議を経て、愛知県が都市計画変更の告示を行うことになっております。

それでは、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、ご説明のありました議案につきまして、審議に移りたいと思います。何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

藤井委員 1点だけお尋ねいたします。こちらの資料の18ページに掲載の都市づくりの目標、「愛知の都市づくりビジョン」に定められた5つの都市づくりの基本方向が掲載してありますが、そのうちの1つが「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標」とあります。リニア中央新幹線の計画、採算性、環境保全、安全性という話は今回都市計画だから議論しませんが、この基本方向では「広域的な集客」、「様々な対流を促進し、にぎわいの創出」、「多彩な対流・ふれあいを生み出し」などの言葉が次々とあります。交流人口が増えることを想定しての計画だと考えますが、そこで聞きたいのが、交流人口は増えるかもしれないが、名古屋市の定住人口はどうなるのかなという点です。「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、名古屋市の現況について、「東京圏に対してのみ、年3,000人程度の転出超過となっていることから、当該圏域の転出超過を解消する必要がある」とあります。また、リニア中央新幹線の開業については、愛知県の方針にもありましたように「人口5,000万人規模の大きな新しい交流圏が形成され则认为られますが、これにより首都圏とのつながりが深まると期待される一方、人口や経済活動が東京圏に吸い取られるストロー現象が懸念されています」とあります。そして今回、この方針をいろいろ見ましたが、交流人口が増えるだろうということについてはいろいろたくさん書いてあるのですが、名古屋市や名古屋市周辺の人口が減るのではないかなというストロー現象で、この懸念についてはひとことも出ていませんでした。名古屋市のこの懸念は、愛知県と共有ができているのか。先ほどいろいろ連携をとっているとお話がありましたが、それについて1点お尋ねいたします。

幹事(都市計画) 委員ご指摘のとおり、交流人口は増、実際定住人口はどうなのだということで、数年間まだ増えるという予想もしておりますが、人口の減少という局面に移行していくことには、我々としても愛知県としても、その意識は持っているところでございます。リニアで一体の経済圏・生活圏となることによっていわゆるストロー現象が起こり、いろいろなものが東京のほうへ…という話についてひとことも触れられていないのではないかなということでございます。確かにいわゆる区域マスのところではそういう記載というのはございませんけれども、愛知県の総合計画にあたります「あいちビジョン 2020」というものに、「リニア開業により首都圏と中京圏が一体化する中、首都圏へのストロー現象を最小限に食い止めていくためにも、この地域の役割を明確にしつつ、独自の強みを発揮していくことが求められる」という記載はございます。したがって、愛知県の上位計画といえますか総合計画では、そういう記載もございますし、私ども愛知県と協議をしていく中にも、担当レベルでもストロー現象に対しては、こちらの魅力を発揮するとか、そういう特色を打ち出していくとか、そういうことはやっていかなきゃいけないという意見交換はさせていただいております。文面としては、明確には表現はされていないということかもしれませんが、そういう問題意識や方向性は、情報、考え方としては共有されていると考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

(委員1名退出)

藤井委員 愛知県とも共有ができているというお話でございましたが、私が1番心配しているのは、人口減少をさらに上回るストロー現象が起こるのではないかなど。この点を懸念しているとだけお伝えしておきます。集約型都市構造についても、このあとの「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」で触れますが、いろいろ問題点もありますので、今回諮問ということなので、「意見を聴く」ですから、方針自体には同意できないと、意見だけ申し上げて終わります。

委員 17ページの図3-8ですけれど、些細なことかもしれませんが、この図と21ページの図の関係がどうかなと思ひまして。ほとんど同じ情報であるということと、図3-8は何の説明もないので、これで何を言おうとしているのかわからないのですが。もう1点気になるのが、どちらかと言えば21ページのほうがそう見えるのですが、愛知県としては都市構造というのを道路で説明している感じがしまして、名古屋市の都市計画ではそれほど道路を重視しているというよりは、まさに「駅そば」という言葉で表しているように鉄道の機能を期待している面があるのではないかと考えています。そういう点が、図3-8はかなりいろいろな意味で捨象されていますので表現できないということもあると思うのですが、この真ん中の赤い点々の線で囲まれたエリアがあまりにも曖昧でいっそないほうがいいのではないかと思った次第です。これはここで言っても、県が作ったものということで、感想になってしまうかもしれませんが、以上です。

(委員1名退出)

議長 何かその他、ご意見等あるいはご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。
先ほどの藤井委員のご発言でございますけれども、意見として議事録に残して、ということですか？

藤井委員 はい。

議長 それから、もう一方の委員は、議事録に残すことはお考えでしょうか。

委員 道路で示されるということが、名古屋市としてはいいのかどうか。

議長 異議のある・なし、それから異議はないけれど意見として付す・付さないというレベルがあるのですけれど。

委員 異議はありません。意見を表明してもよいのなら、私はそう思います。

議長 わかりました。両委員から異議はないけれど、審議会としての意見があるとのことでございます。
これにつきまして、名古屋市都市計画審議会として意見を付して、異議のない旨を答申するということになるかと思ひますけれども、どんな意見をつけるのかということで、藤井委員、意見を付すとしたならば具体的にどういった意見なのかというのをもう一度教えていただけますでしょうか。

藤井委員 先ほど申し上げましたように、ストロー現象の問題、「あいちビジョン 2020」でも触れているということでしたら、人口減少を想定していてもそれを上回る減少になるのではないかという懸念が1点あります。私議員なので、議会ですべての議員が賛成できるという懸念が1点あります。私議員なので、議会ですべての議員が賛成できるという懸念が1点あります。私議員なので、議会ですべての議員が賛成できるという懸念が1点あります。

議長 わかりました。それでは、先ほどの藤井委員のご意見としては、リニア開通によるストロー現象による定住人口の減少の懸念があるということをご意見として付したいというお話でございました。もう一方の委員は、端的にどういった意見でしょうか？

委員 18 ページの 5 の「④暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標」という中に、かなり公共交通のことが書いてあると思うのです。その方向性を図 3-8 と 21 ページの図でもう少し明示できないかという意見です。

議長 わかりました。それでは、17 ページの図 3-8 と 21 ページの図・将来都市構造図、こちらにもう少し公共交通を強調して入れたらどうかと、公共交通の大切さというものをある程度指し示すような図が望ましいという意見を付すということにしたいと思いますけれども。

委員 意見の取扱いについてお聞きしたいのですが、私は先ほどのストロー現象で定住人口の減少が云々という意見にはまったく賛同できませんので、この意見を審議会全員として賛同するというのであれば、私はNOだと申し上げたいし、そうではなくてあくまでも個人的な委員の意見ですと、こういう意見が出ましたという取扱いであればそれはやむをえないと思いますので、今出た意見の審議会としての取扱いについてお聞きしたい。

議長 わかりました。県に意見を付すという話になりますと、当然挙手していただいて決めたいと思います。もし、その結果として意見を付すのは好ましくないということでございましたら、議事録に書かせていただくという運びになるかと思えます。その他ご意見等よろしかったでしょうか。

委員 意見というわけではないのですが、区域マスタープランと名古屋市のこれから改定する都市計画マスタープランとの関係と言いますか、県が計画を立てるにあたって、今回市の都市計画審議会に対してこういった内容が出てきていますが、これ以前に、県庁と市役所の間で区域マスタープランの策定についての相談・検討・協議はあったのでしょうか。
名古屋市域内に関して言えば名古屋市が都市計画の決定権限を持っているマスタープランも立てているので、それと別個に県が計画を立てるとするのは、大げさに言えば一種の二重行政という感じがするのですが、もちろん、名古屋市だけでなく周辺の地域も入っていますので、県として立てられるのはある意味当然かもしれませんが、市と県の2つの計画のすり合わせの過程が、いきな

り都市計画審議会で意見を求めるということなのか、多分そうではなくて事前協
議的なものがあるかと思うのですが、その辺の策定過程についてお聞きした
と思います。

幹事(都市計画) まず愛知県と本市、関係市町と協議をしているのかということでございます。お
っしゃるとおりでございます。平成29年3月に愛知県で「愛知の都市づくりビ
ジョン」をとりまとめているのですが、それ以降、具体的に申し上げますと、
29年6月1日、9月6日に区域マスタープランの検討会議で近隣市町村、愛知県
が一堂に会しまして、調整というか検討の会議をさせていただいています。その
前後につきましては、個々の自治体とも個別に調整していますし、市町村との意
見交換・意見徴収も、同じ年の9月、12月にもやっているところでございます。
それから、いわゆる区域マス、愛知県の策定する「名古屋都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針」と、本市で今策定検討している都市マスとの関係でござい
ますけれど、法律に定められておりますとおり、愛知県としては、市域に限らず
ある一定広域の範囲においてのある一定期間将来を見越した都市計画区域の将来
像を明らかにしたうえで、基本的な都市計画の方向性を広域的な見地から定める
というものが、区域マスタープランでございます。本市のマスタープランは、広
域的な見地から定められた区域マスタープランに即した形で、住民に最も身近な
地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、都市計画を定める
という関係でございます。ですので、基本的には県の区域マスタープランに反す
ることはできないということになっております。

委 員 わかりました。

議 長 その他にご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、先ほど2名の委員からご意見がございましたので、それを審議会の意
見として県に付すか付さないか、お諮りしたいと思います。
先ほど藤井委員からのご提案がありました、リニア開業に伴う本地域のストロー
現象による定住人口の減少の懸念があるということについて、記載すべきという
ご意見を審議会の意見として付すべきとお考えの方は、挙手をお願いいたします。

(挙手1名)

藤井委員 議事録に。

議 長 わかりました。議事録に残させていただいて、県には出さないこととします。
それから、もう一方の委員からの、図3-8並びに21ページの将来都市構造図で、
もう少し公共交通を強調すべきだとの意見についてはいかがでございましょう
か。意見として、審議会として出すということに賛同される方は挙手をお願いい
たします。

(挙手なし)

議 長 いずれにしても、名古屋市都市計画審議会の議事録に記載させていただきまして、

県には、特に意見は付さないということにさせていただきたいと思います。それではだいたい議論もされたと思いますので、県に対して、名古屋市都市計画審議会として意見・異議はなしということで諮らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。

それでは、「その他」に移りたいと思います。その他では「新たな時代に対応した都市づくりのあり方について」の中間報告を議題としたいと思います。

この案件につきましては、平成 30 年 1 月に名古屋市長からの諮問を受けて、私が部会長でございますけれども、新たな都市づくり検討部会において議論しているところでございます。本日は、現時点における中間報告をいたします。委員の皆さまのご意見等を賜りまして、今後の議論に反映していきたいと思います。それでは、事務局のほうからご報告よろしくをお願いします。

幹事(防災・都市施策)

それでは、案件「その他 ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方」について、説明させていただきます。本件に関する資料といたしましては、資料ア-1「新たな時代に対応した都市づくりのあり方について(中間報告)」と資料ア-2 A3 の資料 7 ページでございます。

失礼ながら、以後は座って説明させていただきます。スクリーンの方もあわせてご覧ください。

はじめに、これまでの経緯や今後の予定等についてご説明します。説明資料ア-1 の表紙をおめくり下さい。

まず、「1. これまでの経緯」でございます。

本件は、平成 29 年度第 3 回の都市計画審議会において諮問させていただいた「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」に関するものでございます。

これは、人口構造・動態の変化やリニア中央新幹線の開業、産業構造の転換など、新たな時代に対応した次期都市計画マスタープランの策定にあたっての、基本的な考え方についてご意見をいただくものであります。

審議会のもとに調査審議を行うための新たな都市づくり検討部会を設置していただき、検討を重ねてきております。本日は、第 3 回までの部会における調査審議の内容を中間報告させていただきます。

なお、都心部のまちづくりについては、2027 年にリニア中央新幹線が開業されることもあり、先行して検討を行っております。

部会の委員については、資料の「2. 新たな都市づくり検討部会 委員名簿」をご覧ください。

また、「3. 今後の予定」でございますが、今年度の第 3 回の都市計画審議会において、それまでの検討内容の中間とりまとめを行いたいと考えております。そのうち、将来都市構造にかかる部分については、次期総合計画に登載する予定です。その後、部会における調査審議を続け、平成 31 年度第 2 回の都市計画審議会において答申をいただき、平成 32 年 6 月頃に次期名古屋市都市計画マスタープラン

を公表する予定です。

続きまして、これまでの専門部会における検討状況について、説明資料ア-2を使って説明させていただきます。

はじめに、次期名古屋市都市計画マスタープランについてです。

プランの位置づけですが、名古屋市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されております、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」でございます。

この方針を定めようとするときは、市町村の基本構想並びに、先ほどご審議いただきました愛知県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものとされております。なお、市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならないとされております。

スクリーンにて、関係する計画を図で整理しております。ご覧ください。

プランの策定目的ですが、「長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示すこと」「地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとすること」としております。

プランの目標年次です。次期名古屋市都市計画マスタープランは、概ね20年の長期的な見通しのもとで、目標年次を10年後の2030年といたします。

プラン対象範囲は、名古屋市全域を基本とし、また、広域的な交流・連携についても考慮するものとします。

次に、主な市を取り巻く状況について、説明させていただきます。

人口減少は特に市の後背圏を含めた広域エリアで顕著であり、少子化・高齢化も着実に進行し、社会増減を見れば、国外からの増、関東への減が顕著です。

また、リニア開通により三大都市圏それぞれの交流圏域は大きく拡大する中、2時間圏域人口で見れば名古屋駅が我が国で最大になる試算もあります。

また、イノベーションが産業構造や就業構造に劇的な変化をもたらす可能性があり、とりわけ自動車産業においては、ツナガル・自動化・利活用・電動化、いわゆるCASEの潮流が産業構造を大きく変え得る状況です。

その他の時代の潮流として、「価値観や働き方の多様化」、「観光需要の高まり」、「激甚化する自然災害」や「都市の持続性に対する意識の高まり」などが挙げられます。

また、名古屋の特徴として、「時間的・空間的・経済的なゆとり」、「広域圏に見る豊富な観光資源」、「ものづくり産業の集積」、「陸海空のインフラの充実」などが挙げられます。

資料を1枚おめくりください。続きまして、課題と対応についてです。

課題と対応を整理する前に、まず、都市におけるライフスタイルの構成要素を、「暮らす」、「楽しむ」、「創る・働く」という3つに整理しました。また、それぞれの質を高めていくことが相互に作用し合い、相乗効果を生み出します。

先ほどご説明しました市を取り巻く状況を踏まえ、「暮らす」「楽しむ」「創る・働く」ごとに、課題と対応を整理いたしました。

まず、「暮らす」という観点です。

人口減少・動態の変化という点では、都市の活力の低下が懸念されるため、居住

と都市機能のメリハリによる活力の維持向上や、高齢者の増加を受けて、歩いて暮らせる環境づくりが必要です。また、増加する外国人居住者も快適に暮らせる環境づくりが必要です。

また、リニア中央新幹線開業、スーパー・メガリージョン形成という点では、東京や大阪との時間距離が格段に短縮され、ライフスタイルにも影響を与えうる中、人口流出を防ぐためにも住みよい都市として魅力的な生活環境づくりが必要です。

また、価値観や働き方等の多様化という点では、多様な人たちが自由で快適に生活できる寛容性のある生活環境づくりが必要です。

2つ目に、「楽しむ」という観点です。

人口減少・動態の変化という点では、主に関東への人口流出が顕著で、都市の活力低下が懸念され、都市の魅力を高め、訪れたい都市となることで、市民が誇りを感じられる都市になることが必要です。

また、リニア中央新幹線開業、スーパー・メガリージョン形成という点では、交流が促進される中で都市としてのホスピタリティの向上が必要です。また、三大都市圏が近くなり、中部圏の存在感の低下が懸念される中、中部圏の玄関口として圏域内の連携を強化することが必要です。

また、観光需要の高まりという点では、インバウンド需要の増加が今後も見込まれ、都市間競争が激化し、本市の相対的な地位の低下が懸念され、本市の魅力を世界に発信する好機と捉え、需要を取り入れ、本市の活力につなげていくことが必要です。

3つ目に、「創る・働く」という観点です。

人口減少・動態の変化という点では、生産年齢人口の減少により、一人当たりの生産性向上や高付加価値の産業創出が必要です。また、就労目的の若い女性が高齢者へ流出する中、女性にとって魅力的な産業や職場の創出が必要です。

また、リニア中央新幹線開業、スーパー・メガリージョン形成という点では、交流人口の拡大の中、ビジネスチャンスの成就のための環境を整備することが必要です。また、三大都市圏が近くなり、中部圏の存在感の低下が懸念される中、中部圏の中核都市としての新たな価値の創造が必要です。

また、産業構造の転換、自動車産業の変革という点では、自動車産業にも大きな構造変化が予想される中、単一の産業への依存からの脱却のため、都市の魅力により多様で新たな価値を生む人材の呼び込みが必要です。

また、「激甚化する自然災害」や「都市の持続性に対する意識の高まり」といった時代の潮流に対しては、普遍的なテーマとして広く横断的に対応していきます。

続きまして、都市づくりの目標についてです。

先ほどの「暮らす」「楽しむ」「創る・働く」ごとに整理をした「課題と対応」を踏まえまして、都市づくりの目標を3点掲げました。

「暮らす」という観点では、本市における、広い住宅敷地や、通勤時間の短さ、高く安定した所得水準等といった空間的・時間的・経済的ゆとりと、充実した都市基盤・施設という強みを生かしながら、健康的で人間らしく、名古屋ならではのライフスタイル空間を形成することをめざし、『ゆとりと便利が織りなす多様で

快適な生活空間』としました。

また、「楽しむ」という点では、本市は豊富な歴史・文化資源や、魅力的な緑・水空間を有しており、中部圏に数多ある観光名所との連携の上で、名古屋の歴史と都市的魅力が融合した唯一の空間を形成することをめざし、『歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間』としました。

最後に、「創る・働く」という点では、本市における、国土の中心という地理性、陸海空の充実したインフラにより、人流・物流を促し、圏域のものづくり技術による新たな価値創造や、製造業をはじめ圏域の産業力の維持・向上に向けた空間を形成することをめざし、『技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間』としました。

資料を1枚おめくりください。3ページをご覧ください。続きまして、将来都市構造の考え方についてです。

都市構造を考える上での基本的な視点として、「都市の賑わいや活力を生むための創造的活動を生み出す都市構造」、「様々な人が自由に活動できるための、自動車に頼らない、歩いて暮らせる都市構造」、「激甚化する自然災害に対応するための、災害リスクを考慮した都市構造」、「世界規模の環境問題の意識の高まりに呼応する、環境負荷の小さい都市構造」、「厳しい財政状況を見据えた、効率的な都市経営が可能な都市構造」としました。

それらの視点から、本市では現行プランから引き続き、「集約連携型都市構造」をめざしていくものとします。

それを基本的な考え方とした上で、先にご説明しました3つの都市づくりの目標に対応する形で将来都市構造の考え方を整理しました。

まず、目標の『ゆとりと便利が織りなす多様で快適な生活空間』に対応する都市構造の考え方です。

人口減少や高齢化を受け、公共交通を軸に居住と都市機能を集約します。また、地域特性を生かし、価値観やライフスタイル等の多様性に対応した都市構造とします。

また、大都市ならではの利便性と郊外的なゆとりを維持・向上させ、名古屋ライフスタイルを提供する空間を形成します。

次に、目標の『歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間』に対応する都市構造の考え方です。

都心を交流賑わいの拠点とし、名古屋港へのウォーターフロント軸や、名古屋城、熱田神宮等を核に歴史軸を形成します。

インバウンド増加やリニア開業、スーパー・メガリージョン形成を踏まえた、市内の魅力資源間の連携や広域的な観光連携を構築する都市構造とします。

最後に、目標の『技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間』に対応する都市構造の考え方です。

都心を中心に、大学の集積や地域特性を生かしてイノベーションを促進する都市構造とします。また、国土の中心という地理性や陸海空の充実したインフラを生かし、ものづくり産業の操業環境やサプライチェーンの維持・向上、グローバル

な交流を促進します。

続きまして、都市づくりの方針についてです。

都市づくりの視点として6つの分野を整理しました。今後、都市計画マスタープランにおける施策についても、この分野毎に検討していきたいと考えています。都市づくりの方針として、3つの都市づくりの目標に基づいて分野毎に取組方針を整理していますのでご覧いただければと思います。

資料を1枚おめくりください。最後に、将来都市構造についてです。

先ほどご説明しました都市構造の考え方より、将来都市構造を整理いたしました。

「暮らす」「楽しむ」「創る・働く」、それぞれの構造図をレイヤーとして重ねるイメージで将来都市構造図を形にしています。市域をいくつかのゾーンに分けながら、広域的な連携の軸や都市機能の向上を図るエリア等を位置づけています。

またゾーンの設定については、平成30年3月に策定いたしました名古屋市の立地適正化計画における、「拠点市街地」、「駅そば市街地」、「郊外市街地」の考え方を踏まえながら、よりきめ細やかなゾーンを設定しています。

資料の右には、大まかなイメージではありますが、「拠点市街地」、「駅そば市街地」、「郊外市街地」それぞれの土地利用の密度イメージをお示ししております。

「拠点市街地」では、大きな方向性を“魅力があふれにぎわう交流拠点”とし、「都心ゾーン」と「地域拠点」に整理しています。

「都心ゾーン」では、リニア中央新幹線が開通する名古屋駅を要する都心において、スーパー・メガリージョンのセンターとしての広域交流機能の強化を、「地域拠点」では、市内の主要な交通結節点等において、主に市民の生活利便性や豊かな都市活動を支えるための機能の集約、を方向性としています。

「駅そば市街地」では、大きな方向性を“快適で利便性の高い居住環境”とし、「都心周辺ゾーン」と「駅そばゾーン」と「準駅そばゾーン」に整理しています。

「都心周辺ゾーン」では、都心ゾーン周辺の古くに整備された市街地において、都心との近傍性等の特性を生かした再生の推進を、「駅そばゾーン」では、駅を中心とした生活圏において、駅周辺やその後背圏の住民の日常生活を支える都市機能の向上を、「準駅そばゾーン」では、基幹的なバス路線等を中心とした生活圏において、利便性の高い住宅地としての機能の維持を、それぞれの方向性としています。

「郊外市街地」では、大きな方向性を“ゆとりとうるおいがある居住環境”とし、「西部郊外ゾーン」と「東部郊外ゾーン」に整理しています。

「西部郊外ゾーン」では、多様な土地利用が混在した西部において、職住が近接し多様な機能が調和した生活環境の形成を、「東部郊外ゾーン」では、緑豊かで良好な風致を有する東部丘陵地において、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成を、それぞれの方向性としています。

また、その他のゾーンとして、「港湾産業ゾーン」と「自然共生ゾーン」を設定しています。「港湾産業ゾーン」では、名古屋港を要する臨海部を中心に、集積した製造業や物流施設の操業環境の保全や機能の更新・高度化の推進を、「自然共生ゾーン」では、市街化調整区域において、現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、実情に応じた土地利用の展開を、それぞれの方向性としています。

続きまして都心部のまちづくりについてご説明いたします。

都心まちづくり課長の山本です。着席にて失礼します。5 ページからでございます。

今年度末に公表することといたしております「都心まちづくりプラン」につきましては、次期都市計画マスタープランの都心部部分に反映することを予定しております。

行政と民間で共有できる名古屋都心部の将来像を都市計画マスタープランに先行して提示することにより、リニア中央新幹線の開業を見据えた民間投資の促進を図りたいと考えております。

また、来年度に予定している都心部の土地利用計画の見直しにつきましても、都心まちづくりビジョンに基づき実施してまいりたいと考えております。

ビジョン策定の視点です。これからの都心部のまちづくりにおいて考慮すべき視点といたしまして、7 つに整理いたしました。投資意欲や訪問意欲を高めることにより、市民が誇りに思うまちをつくることで都市ブランドを構築していく。そして官民協働のまちづくり、防災、持続可能性に配慮したまちづくりがそれらを下支えしていく、というイメージを図にお示ししております。

都心部のまちづくりの方針と将来像については、大きく3 つに整理いたしました。方針1 は、「国際競争力の強化と民間投資を誘発する環境整備」です。これに伴う将来像といたしましては、「世界中から多様な人々を呼び込みイノベーションを創出するまち」といたしました。

方針2 は、「訪れたいまちを実現する都市魅力の向上」です。これに伴う将来像といたしましては、「快適な都市空間に訪れる人々のにぎわいが広がるまち」といたしました。

方針3 は、「利便性とゆとりが両立した名古屋ライフスタイルの実現」です。これに伴う将来像といたしましては、「ゆとりを楽しむ名古屋ならではの洗練された都市生活を満喫するまち」といたしました。

都心の都市構造です。都市を構成する要素として、都心部、拠点、都市軸、拠点連携、都心ゾーンを設定し、要素ごとに、先ほどご説明いたしました3 つの方針に基づいて、まちづくりの方向性を検討することといたしました。本ビジョンが主に対象としているのは都心部ですが、都心の都市構造の把握に際しましては、金山地区を含めた都心ゾーンも記載しております。

拠点のまちづくりについてです。各拠点それぞれに目指すまちづくりの方向性をサブタイトル的にお示ししております。

全ての拠点に共通する視点といたしまして、防災や環境、開発と保全のバランスについても配慮するとともに、都心ゾーン全体におけるイノベーション拠点の形成を図りたいと考えております。

名古屋駅地区のまちづくりにつきましては、「未来を体感し創造する交流のターミナル」として、多様な人材の交流を促進し、新たな価値を生み出す国際的・広域的な拠点を形成するなど、ターミナル駅の周辺地区という特性を活かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

栄地区のまちづくりにつきましては、「訪れる人々が心を解き放つ都心のオアシ

ス」として、大規模公園などのオープンスペースを活かした憩いの場、イベントなどの市民活動の場となることを目指すとともに、民間再開発の機会を捉え、訪れる人に大都市ならではの多様な楽しさを提供する商業・娯楽・文化施設等やクリエイティブな人材が集まる多様な働き方を提供できるオフィス等の集積を図りたいと考えております。

伏見地区のまちづくりにつきましては、「職・住・遊のプラットホーム」として、従来からの地区の特色である業務機能や芸術文化施設の集積を活かしたまちづくりを進めるとともに、職住近接を実現する都心居住の実現も図っていききたいと考えております。

名城地区につきましては、「歴史と文化に彩られた名古屋のまちづくりの礎」として、名古屋城をはじめとする歴史・文化資産を、様々な形でまちづくりに活用することにより、都市の多様性や回遊性の向上につなげたいと考えております。

大須地区につきましては、「下町情緒とポップが交錯する庶民文化の象徴」として、商店街における個性的な店舗の集積や、ポップカルチャーの振興との連携により、誰もが集い楽しめるまちの雰囲気を持続していきたいと考えております。

金山地区につきましては、「交通拠点から交流拠点へ」として、平成29年3月に策定しました金山駅周辺まちづくり構想に基づいた方針を掲げております。

都市軸のまちづくりについてです。都心部内の幹線道路のうち、なごや交通まちづくりプランにおける賑わい交流軸をはじめとして、特に個性的な沿道のまちづくりを進めるべき幹線道路については、歩いて楽しいみちづくりを行なうとともに、沿道の民有地と一体的な都市空間の整備を行うことにより、賑わいが連続した街並みの創出を目指します。

また、堀川や中川運河などの河川・運河につきましても、環境整備や水辺空間の魅力向上を目指してまいりたいと考えております。

都市軸のまちづくりの推進により、各拠点の賑わいを都心部内に展開し、都心部内の各エリアを結びつけることで、名古屋の都心部の構造を一体的なものにしていきたいと考えております。

それぞれの都市軸を地図上にお示しいたしました。また、個性的で多様性のある都心部を実現するための主たる都市軸の将来像を、それぞれサブタイトルのとお示しいたしております。

都心部内には、各拠点や幹線道路沿道に比べると土地利用状況は比較的低利用ではありますが、歴史性や下町の風情など独自の個性や魅力をもった境界が存在しています。本ビジョンにおいては、各拠点の高度利用だけでなく、こうした都心境界の個性や魅力を保全・開拓することにも並行して取り組むことで、都市の多様性を向上させたいと考えております。

また、こうした境界の魅力向上や地域資源の活用と併せて、公共施設による地域分断の解消などの取組みを併せて進めることにより、拠点間の連携を進めてまいりたいと考えております。

各拠点の持つ機能を有機的に結びつけることにより、都心部内の回遊性を高めるとともに、都心全体の都市機能の相乗的な向上を目指してまいります。あわせて、新たな路面公共交通システム等により手軽に利用できる移動手段の確保も図って

まいります。

都心界隈の魅力向上のキーとなる地域資源などの位置関係を図示するとともに、拠点連携のイメージを併せてお示しいたしました。地域資源を活用した観光の視点での連携や、それぞれの拠点の持つ都市機能の共通性や相互補完に着目した機能連携、分断要素となっている公共施設の利活用による賑わいの連続性の創出など、様々な形で拠点連携を検討していきたいと考えております。

以上、「その他 ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方」について、ご説明申し上げました。 それでは、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対するご意見、ご質問を承りたいと思います。

委員 8-4 の都心の都市構造で、名城・名古屋駅地区等について書かれていて、最後に金山地区がありますが、金山は昔から発展しないということで有名で、心していかないと今後 10 年 20 年 30 年もまちづくりが進んでいかないうな気がします。この点について金山地区は本当に昔からなぜ安定しないのだということを言われておりまして、名古屋ボストン美術館もなくなりました。そういったことで当局、金山地区のことについて再度本当にしっかりやらないとまちづくりができないという心配をしておりますので、答えていただきたいと思います。

幹事(都心まちづくり) 金山地区につきましてご質問いただきました。6 ページに掲げております「都心の都市構造」の中で、全体の都心域ということで大きくエリアを設定して金山地区を拠点として位置づけをさせていただいております。金山地区につきましては先ほどの説明で少し触れさせていただきましたけれども、28 年度、29 年 3 月に「金山駅周辺まちづくり構想」として有識者等も含めた形で議論をしてとりまとめをさせていただいて、今後はその計画に基づいて、まちづくりを進めていくという整理をさせていただいているところでございます。この「都心部のまちづくりビジョン」といたしましては、全体の広域的な視点としては、金山地区というのは重要な拠点でありますので、しっかりとした認識を持っておりますけれども、緑のハッチで色付けをさせていただいている都心部と、主に、名駅・伏見・栄・名城・大須を、全体的なかたちでまちづくりビジョンに示したいということで、メリハリをつけてここに集約して検討させていただいているところでございます。ということですので、金山地区につきましては全体の都市計画マスタープランの中で、先ほど申し上げたまちづくり構想を踏まえた中で、しっかり位置づけ、整理をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員 やはり名古屋・名城地区とか伏見・栄・大須というのは特色あるような感じが現時点ですのですけれども、金山地区についても、何度も言いますけれど本当に昔から発展しないなあ、どうなるのだろう、と。どんな魅力があるのだろう、という感じがしますので、金山地区のこと、もう少しどのようなまちづくりにするかということをやっさせていただいて、他の地区とは違うまちづくりができると多くの方が利用できるのではないかと。名鉄・地下鉄・JR が交差するすばらしい地域ですので、ぜひ検討を再度深めていただきたいと思います。

議長 金山については部会でも重視をすべきだというご意見も出ておりまして、今後そのあたりしっかりと詰めていきたいと思います。特にリニア新幹線が名駅に開通しますと、外からの玄関口は名駅ですが、名駅の容量が大きくなってきたときに、金山の果たす役割が非常に大きくなってくると思うのです。むしろこの地域の人たち、名古屋圏域の1つの大きい玄関口としての金山というのを意識しながら、またプランニングを進めていきたいと思います。ありがとうございます。何かその他、ご意見があれば、お願いします。

委員 今ご説明いただいたのは全体の概要なので、またどこかに詳しく書かれるのですが、都心部について、私が日ごろから気になっていることをお話ししたいと思います。外から名古屋に訪れる方が、栄の都市交通、端的に言えば東山線と名城線の地下鉄のことですが、利用者の多さに対する施設の貧弱さ、みすばらしさを非常に言われる。栄に来てがっかりしたと。地上の久屋大通とかはきれいなだけけれど、地下鉄に行った途端、啞然とすると、よく耳にしますので、今回ここでは新たにものを作る、こういうふうにしていくというようなことが言葉でいろいろ書かれておりますけれども、老朽化した都心部の交通システムのリニューアルというのもどこかに入れるべきじゃないかと思うのです。例えば交通局とかいろんな部局が具体的な施策を進めるにあたって、ここに書かれないと始まらないと思うので。リニアで名古屋駅に来るといいのはいいのですが、名古屋に来てからどうするかというところで、栄に来てがっかりという状態があるので、この後栄にいろんなものを誘致した場合でも、これ以上人が増えたらあのホームはどうなるのかという状況ですので、なかなか実現は難しいのだけれども、全体のスペースを考えながらもいろいろ注力していく部分じゃないかなあとしますので、ご検討いただければと思います。

幹事(都心まちづくり) 地下鉄の混雑等も含めて栄も老朽化した施設が多いものですから、快適性という面ではこれから真剣に取り組んでいく必要があるということだと思います。例えば地下鉄栄のホームひとつとっても、非常に狭いといったこともありまして、交通混雑緩和に向けて交通局もこれから取り組みをいろいろ検討しているところでございます。

また、資料の5ページについて少しご説明させていただきたいと思います。方針2の下に6つ箇条書きさせていただいておりますうちの上から3つ目です。「安全で快適な地下街を形成し、周辺のビルと接続することにより、地上と地下の連続した立体的な賑わいを創設」として抽象的な言葉で書かせていただいておりますけれども、これは栄に重点的なイメージを置いて書かせていただいております。これから栄の民間再開発も少しずつ大規模な開発が起きてくるという動きがございます。それにあわせて、快適な、回遊性を持った歩行者空間を整備するために、接続のあり方とか動線の確保についても、大規模な開発の協議の中で、検討もさせていただいているところですので、今委員ご指摘のことも含めて、機会をとらえて事業者へ意見として、申し上げていきたいと思っております。

委員 7の将来都市構造について3点ほどお尋ねいたします。拠点市街地とか駅そば市

街地に「高次な都市機能が集積」とか、「住民のための生活利便施設が集積し」、ということで、いろんなものを誘導する計画があるのだな、というのはわかるのですが、それに対して郊外市街地は、「ゆとりとうるおいがある居住環境」ということでざっくりしすぎているかな、と。「人口減少がすすむ中でも良質で持続的な居住環境が維持され、ファミリー層を中心にして多様な居住ニーズに対応」と書いています。この地域は人口が減るのを想定しているのですけれど、ファミリー層と書いていますけれど、例えば今の市街地でも郊外に行くと都心よりは比較的高齢の方が多くお住まいじゃないかなと思うのですが、ここに住んでおられる高齢者の将来の利便性とかは、どのように計画では考えておられるのかについて、お尋ねいたします。

幹事(防災・都市施策)

駅そば市街地における利便性をより高める一方で、郊外市街地におきましてもゆとり・うるおいある居住環境の構築を目指していきたいと考えております。人口が減少する中でも、その中でスーパーとか診療所など、日常的生活空間が身近にあるような、高齢者だけでなく子育て世帯にも住みやすい良質で持続的な居住環境の維持にも努めていくことが必要だと考えております。

委員

郊外市街地でもスーパーとかいろんな施設はあるという話でしたが、駅そば市街地が歩いて暮らせるという一方で、こういった郊外市街地だとどうしても車が手放せないと。高齢になっても必要で、そういうエリアができてしまうのではないかなという心配をしております。それでこの駅そばの市街地ですけれど、「若者や高齢者はじめ利便性を追求する居住ニーズに対応」、と書いています。利便性を追求するということは、当然地価が高くなると思うのですね。これ、あたりまえだと思うのです。今の名古屋市都市計画マスタープランの概要版を見ますと、6ページに、駅そば生活圏において『都市機能の更なる強化』と『居住機能の充実』をはかります。」とあります。このページにはイラストつきで、「どこに引っ越そうかな」「少し高いけど駅の近くが魅力があっていいなあ」というイラストも紹介されているのです。今の駅そばでもそうなのですが、所得が低いと、少し高い駅そばに住むことが困難だと。今以上、さらにいろんなものを集約するとさらに地価が上がって格差が広がるのではないかなと。所得のある・ないによって、住みたくても住めないということがあってはいけないと心配しているのですが、そこで、駅そば市街地とかでも、所得が低い方でも住めるような計画とかも必要と思っているのですけれど、そのあたり、どのようにお考えですか。

幹事(防災・都市施策)

人口減少や世帯数の減少が生じまして、空地や空き家というものが出てくるかと思えます。そのあたりを活用しまして、魅力的で新築に比べて廉価な住宅が、駅そばにおいても郊外においても出てくるかと思っております。それを市民の方々が希望するライフスタイルを送ることによって選択できるようなまちづくりを、市内全域で進めていきたいと考えております。

委員

今答弁ありましたけれど、計画するうえで、地価をどうやって抑えていくかという話も将来出てくるのではないかと思います。先ほど都心部のまちづくりについて具体的な写真付きの計画発表がありましたけれど、郊外市街地についての具

体的なまちづくりというのはいつ頃出るのでしょうか。

幹事(防災・都市施策)

今回、都市構造というところまで第3回の部会で検討させていただいたものを、中間報告させていただいております。また、第3回の都市計画審議会におきまして、とりまとめて、そこまでのものを皆さんにお諮りしたいと思っております。その後、郊外市街地ですとか、そういうものはどのようなまちにしていくかというものをもっとはつきりと、また施策など分野別のものにおいても、どういうところでどうするのか、エリアを決めなくてもどういう施策があるのかというものをきちんと検討していきたいと考えております。

委員

今、郊外市街地についてもきちんと検討したものをというご答弁ありましたが、私の住んでいる中村区でも名駅周辺は開発が進んで高層ビルが次々と作られているのですけれど、その一方、そういった都心部から離れた地域になると、わずかな年金暮らしのご高齢の方、それも単身者の方が多くお住まいになっていて、スーパーが無くなって買い物が不便になったよという声もよく頂戴しております。ぜひ、先ほど申し上げたように高齢になっても車がなくても市街郊外地で住めるような都市計画を。今回は中間報告とのことでしたが、ぜひこれらの点も検討していただきたいと意見申し上げて終わります。

議長

部会でも、いわゆる包摂性と言いますか、すべての人たちを取り残さない、多様性が重要なのだという議論をしておりますので、その点も踏まえて今後検討を進めていきたいと思います。

委員

今のご意見とかなり重なるとも思いますので、ひとこと要望だけさせていただきたいと思えます。今回のご提案は都心部のまちづくりということで、方向性を拝見しますととても夢があつて楽しみにできる計画の方向性ではないかと感じているのですが、具体的に7ページなどの地図に落としてみると、ここの地図の範囲の中にはかなり現に居住している方々がおられるところでの都心部づくりだなということを想像しております。そういう意味で、今住んでいる人の生活という部分をまちづくりの中でどのように融合していただけるのかということも1点ご考慮いただければという要望でございます。

幹事(都心まちづくり)

都心部を全体的に拠点だとか界限だとかいうところで、まちづくりを個別にイメージを持ちながらすすめていくわけなのですが、すべてが高度利用を図って地利用を増進していくというわけではなくて、先ほどの説明でも少し触れさせていただきましたけれども、界限性のある、歴史性だとか情緒ある町並みがある地区もございます。委員ご指摘のように、静かな中で住環境を形成しているところもあるかと思えます。そういったところをきっちり踏まえたいうえでまちづくりを進めていかなければいけないということで考えています。開発と保全のバランスということで資料の中でも少し触れさせていただきましたけれども、そういったことをきっちり踏まえて、現状を踏まえたいうえで、まちづくりを推進していきたいと考えております。

委員 今回まだ中間報告ということで、まだ実際にはこれからいろいろ検討されていくということだと思いますけれども、今見させていただいて、ご説明を聞いた範囲では大変よくできていて、検討部会の先生方に大変うまくご指導いただいているのかなと思います。そういう中で、他の委員の方からもお話があったところで感じたのですが、けっこうボキャブラリーが豊富で、すごく夢のある計画だなと思うのですが、一方で先ほどの話に出ました公共施設の老朽化だとか、空き地・空き家の問題だとか、マイナスの部分はどうしていくのか。あるいは、今の都心部の住宅をどうしていくのかというところが、ちょっと薄いのかな、と感じます。その延長なのだと思います、今後人口減少になるのはある意味必然と受け止めざるを得ないので、そういう中で空地・空き家が出てくる、それを都市として、あるいは市街地してどういうふうにするか、いわゆる縮退というか、スマート・シュリンキングを実現して、将来的に都市の環境とか機能がうまく回っていくようにしていくということについて、ちょっと薄いというか、あまり触れられていない。もちろん居住とか都市機能の集約、公共の駅を中心とした集約という、駅そば生活圏という思想は書いてあるので、そういうことなのかもしれませんが、もう少し具体的に、特に人口が少なくなったところの土地利用をどうするのかとか、集約化するのはいいのですが、一方で薄くなっていったところをどうやってうまく維持しながら、そこにまだ住んでみえる方の利便性をきちんと確保していくのか、そういうことの方角性とかがもう少し書かれるといいのかなという気がします。全体のマスタープランですので、どこまで具体的に書くかというのはあると思うのですが、そんな点についても今後さらに検討をすすめていただいて、いい方向性が示していただければな、と。これも意見というか要望ということをお願いいたします。

議長 今回の報告では、都心のまちづくりビジョンと都市マス全体とが合算されて出ておりまして、レベル感が随分違うのです。都心まちづくりビジョンのほうは今年度末に完成を狙っておりまして、ある程度書き込まれておりますけれど、都市マスのほうはまだ本当に始まったばかりなので、委員のおっしゃったようなことも、しっかりと盛り込みながら対応していきたいと思います。実際、都心の周辺部、都心域周辺部を見ますと、いわゆる高密化と、空閑化というか空き地みたいなものが並行して動いているのです。地価が結構高いものですから、敷地が細分化されて、そこはミクロには高密化するのですが、一方でそこで新たに土地を買ってというとなかなかうまくいかないで、そこが空き地になったり駐車場になったりする。この辺りをどうするかというのは非常に大きな課題なので、しっかりとまた検討していきたいと思います。

その他、ご意見等ございませんでしょうか。

委員 全体の話なのですが、3 ページのところに全体の都市構造のこととか都市づくりの方針がありますけれども、防災で「激甚化する自然災害…」というのが出てくるのですが、普段の住環境で、やはりこの名古屋はいわゆるヒートアイランド問題、今年 40.3℃という温度を記録しましたが、こういう最高気温だけでなく、酷暑日の日数でも、大都市でも断トツです。近年 3℃くらい温度が上がって

きている中で、そのうちの2℃は、ヒートアイランド、局地的な暑熱化の問題で、地球温暖化の部分は1℃にすぎないわけです。ですから、名古屋の、特に夜温度が下がらないというこの問題というのは、非常に住みにくさ、生活環境として非常に劣悪なものを生んでいまして、名古屋は夏は遊びにくいよね、と。名古屋に住んでいる人は、名古屋は住みやすいとみんな思っているのだけれども、外の人からすると名古屋は夏はね…、と皆さん言われると思うのですが。そういうことで、この中で言うと、低炭素・エネルギーとか、水と緑の問題とかのところに、背景として暑熱環境の緩和というものをしっかり認識していただいて、それに対する施策をいろいろ打っていただく。いろいろ各部局で考えられているのですが、全体の計画として名古屋は暑いというのを何とかしていただきたいなと。そのための、それを背景に持っていただきたいなと思います。

議長 そのあたりもしっかりと踏まえて、各分野別の都市づくりのほうで対応していきたいと思います。

もし特に何もなければ、このあたりで打ち切っていきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

活発なご意見・アドバイスありがとうございました。それでは本日の審議あるいは報告・討議の案件、すべて終わりました。それでは本日の審議会を終了させていただきます。司会進行を事務局のほうへお戻ししたいと思います。

幹事(都市計画) 本日も長時間にわたりまして活発なご議論、貴重なご意見、ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度第2回都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時55分閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第 11 号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について
異議ない旨議決

第 12 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について 全員可決